

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回吉川市手話言語条例検討委員会
開 催 日 時	平成31年4月15日(月) 午後 7時00分から 午後 8時35分まで
開 催 場 所	吉川市役所305会議室
出席委員(者)氏名 (名簿順標記)	朝日委員、曾我委員、星座委員、野口委員、田口委員 橋本委員、斉藤委員、宮田委員、辻委員、菅原委員
欠席委員(者)氏名	—
担当課職員職氏名	伴部長、加藤課長、砂川係長、薄田主査、鈴木主事
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 その他 5 閉会 会議は公開とする
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	資料1 手話言語条例への思い・期待・意見 ～ご意見のカテゴリー分け～ 資料2 一般的な手話言語条例の構成案 資料3 吉川市手話言語条例構成案
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	橋本委員、斉藤委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

1 開会

2 あいさつ

朝日委員長

ここまで丁寧に議論が進められていると感じる。本日も有意義な時間としたい。

3 議事

(1) 手話言語条例への思い・期待・意見について

～ご意見のカテゴリー分け～

事務局より資料1に基づき説明

事務局) 下線部分は条例の中に盛り込めるのではないかと意図である。

委員長) 前回出された意見が概ね反映されている。条例策定に向けての意見の整理ということで確認しました。

(2) 手話言語条例の構成案について

事務局より資料2、3に基づき説明

事務局) 「事業所の役割」は「市民等の役割」とまとめて規定している自治体も多い。

委員長) この骨組でよいか等を検討していただきたい。

委員) 「事業所」とはどこまでを含むのか。

事務局) 市民(個人)以外の全ての組織・事業所と定義している。

委員) 「事業所の役割」の参考条例分をみると、「市民の役割」とあまり変わらない気がする。

委員) 市民は「手話への理解」、事業所は「手話を利用しやすいサービスの提供(環境整備)」と考えると少し意味合いは違う。

委員) 分けて規定したほうが、役割が明確になるのではないか。

委員) 吉川市民ではない事業所の方の役割も明確にし、分けて規定したほうがよい。

委員長) 「市民の役割」と「事業所の役割」は分けて規定することとします。

委員長) 他の自治体で資料にある骨組以外を定めているか。例えば「周知」に関してはどうか。

事務局) 「周知」に関しては、骨組で定めている自治体もある。また、「施策の推進」の中に規定している自治体もある。

委員長) ほとんどの自治体が周知に関してはどこかには明記しているということである。吉川市でも「周知」に関しては骨組として設けなくてよいと考える。

委員) 他市では「災害時の対応」を定めているところもあるが、吉川市ではどこで規定していくのか。

事務局) 「施策の推進」の中で定めている自治体もある。骨組として設けた

ほうがよいか等を検討していただければ。

委員) 災害時は、ろう者は情報保障がなく孤立してしまうケースが多い。

委員) 災害時だけでなく事故等が発生したときも情報保障がないのでそこを含め規定したほうがよい。

委員長) 災害時等の情報保障については障がい者計画の範疇になるのではないかと。皆さまの意見をいただければ。

委員) 災害時の対応については、市の障がい者計画に盛り込まれている。情報保障について規定するのは、手話言語条例の目的から逸れてしまうのではないかと。

委員) 条文の目的と整合性が図れるのであれば、「施策の推進」等に盛り込んでもいいのではないかと。

委員長) 災害時の対応が重要ということについては、委員の皆さま共通している考えである。どこで規定するか等については事務局で検討していただくようお願いする。

委員) 「施策の推進」はどこまで具体的に書くのかは考えていく必要がある。

委員長) 条例では書ききれない、伝えきれない部分は出てくるのでリーフレット等作成するのもいいかもしれない。

委員) 資料では「健聴者」や「聴者」といった言葉が使われているが、近年、「健聴者」「聴者」という言い方はせず、「聞こえる人」と言うことが多い。

委員長) 条例では表現がまちまちにならないよう統一していただければと思う。

委員) 「障がい」「障害」どちらの表記とするのか。

事務局) 市としては、原則ひらがな表記としている。法として「障害」と定められているもの等については、漢字で表記している。

委員長) 表記については事務局に委ねる。

委員) 「ろう者」ではなく「手話を必要とする方」としたほうがよいのではないかと。「ろう者」では中途難聴者等が含まれず限定されてしまうのではないかと。

委員) 手話はろう者の言語であると示したいので「ろう者」でいいと考える。

委員) 聞こえなくなった時期に関係なく、自分は「ろう者」とすると認め、手話が必要であると考えている人＝「ろう者」である。手話を使うのは「ろう者」であり、手話を守るのが今回の条例の目的のひとつである。この点を強く意思表示するため「ろう者」と表記すべきである。

委員長) 手話を必要であると認める方が「ろう者」であるといった考え方があるのなら「ろう者」で問題ないと思う。

委員長) 次回の会議で条例案を事務局から提示していただき、委員の皆さまの意見・思いが反映されているかを議論していく。

4 その他

次回 5月20日(月) 19時から

5 閉会

以上、会議の内容に相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和元年 5月13日

署名委員 橋本留美子

署名委員 齊藤文子